

契約書別紙（重要事項説明書）



1. リハビリセンターおおつかの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	リハビリセンターおおつか
所 在 地	東京都八王子市大塚796-1
介護保険指定番号	1372904266
サービスを提供する対象地域	日野市・八王子市・多摩市にお住まいの方

*対象地域・・・上記以外の方でご希望の方はご相談ください、上記地域内でもご利用できない場合もございます。詳細はセンターまで。

(2) 同センターの職員体制

職 種	資 格	業 務 内 容	計
管理者	-	施設運営一元管理	1名
生活相談員	介護福祉士・社会福祉主事	相談援助	1名以上
機能訓練指導員	理学療法士等	機能訓練援助	2名以上
介護職員	介護福祉士・介護職員初任者研修等	介護全般	6名以上
看護師	看護師	健康管理	1名以上

(3) 同センター設備概要

定 員	食堂兼活動室	静養室	相談室	送迎車
1日あたり40名まで	128.26㎡	1室 1床	1室	5台

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日但し、12月31日から1月3日までを除く
サービス提供時間/営業時間	10時00分～16時00分/8時30分～17時30分

2. サービス内容

① 機能訓練 ②健康チェック ③ 食事提供 ④ 送迎 ⑤生活・利用相談 ⑥見学

3. 料金

(1) 利用料金（介護保険利用） 介護予防・通所型・通所介護利用料金（単位：円）

介護予防（八王子・日野）	金額（10割）/月	（1割）/月	（2割）/月	（3割）/月
要支援 1	19,202	1,921	3,841	5,761
要支援 2（1/週,日野市）	38,672(19,341)	3,868（1,935）	7,735(3,869)	11,602(5,803)
口腔機能向上加算(Ⅰ)/(Ⅱ)	1,602 / 1,708	161 / 171	321 / 342	481 / 513
科学的介護推進体制加算	427	43	86	129
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/(Ⅱ)/(Ⅲ)	要支援1 939/768/256 要支援2 1,879/1,537/512	94/77/26 187/154/52	188/154/52 376/308/103	282/231/77 564/462/154
介護予防（多摩市）	金額（10割）/月	（1割）/月	（2割）/月	（3割）/月
要支援 1	19,274	1,928	3,855	5,783
要支援 2（1/週,回程度）	38,817(19,413)	3,882（1,942）	7,764(3,883)	11,646(5,824)
口腔機能向上加算(Ⅰ)/(Ⅱ)	1,608 / 1,715	161 / 172	322 / 343	483 / 515
科学的介護推進体制加算	428	43	86	129
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/(Ⅱ)/(Ⅲ)	要支援1 943/771/257 要支援2 1,886/1,543/514	95/78/26 189/155/52	189/155/52 378/309/103	283/232/78 566/463/155
通所介護	利用時間6-7時間	1割	2割	3割
要介護 1	6,237	624	1,248	1,872
要介護 2	7,358	736	1,472	2,208
要介護 3	8,501	851	1,701	2,551
要介護 4	9,622	963	1,925	2,887
要介護 5	10,765	1,077	2,153	3,230
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	1日（10割） 234/213/64	1割 24/22/7	2割 47/43/13	3割 71/64/20
個別機能訓練加算(Ⅰ)Ⅰ/Ⅱ/Ⅲ	1日（10割） 598/811	1割 60/82	2割 120/163	3割 180/244
入浴介助加算(Ⅰ)/(Ⅱ)	1日（10割） 427/587	1割 43/59	2割 86/118	3割 129/177
科学的介護推進体制加算	1月につき427	43	86	129
共通加算	介護職員等処遇改善加算 Ⅰ9.2%、Ⅱ9.0%、Ⅲ8.0%、Ⅳ6.4%	左記へ10.68円を乗じた金額の1割・2割・3割 （多摩市の予防は10.72円を乗じた金額）		

利用料金（介護保険利用なし）

非該当・要支援1・2	4,500円（1日あたりの利用料）
要介護度1～5（利用料金①参照）	介護度毎の利用金額10割分
昼食材料費一食あたり	700円程度
教養娯楽費	希望者のみ100円～700円程度
区域外送迎	1kmにつき50円
パッド代（A） 紙パンツ代（B）	1枚100円（A） 1枚200円（B）

(2) キャンセル料

サービス提供日の前日（月曜日利用の方は当日の8時30分まで）17時までに連絡無くお休みした場合は、介護保険料の10割にあたる金額と昼代一食あたりの額を請求致します。

ご利用できない日を他のご都合の良い日に振り替えることもできますので、お気軽にご相談ください。

定員数ご予約頂いている日への振替は、ご希望に添えない可能性もございますのでご了承ください。

(3) 支払方法

当月の料金の合計額を翌月20日（土・日・祝の場合は翌営業日）ゆうちょ口座振替によりお支払

ください。但し、初回の利用料は、手続きの都合上基本的に集金とさせていただきます。

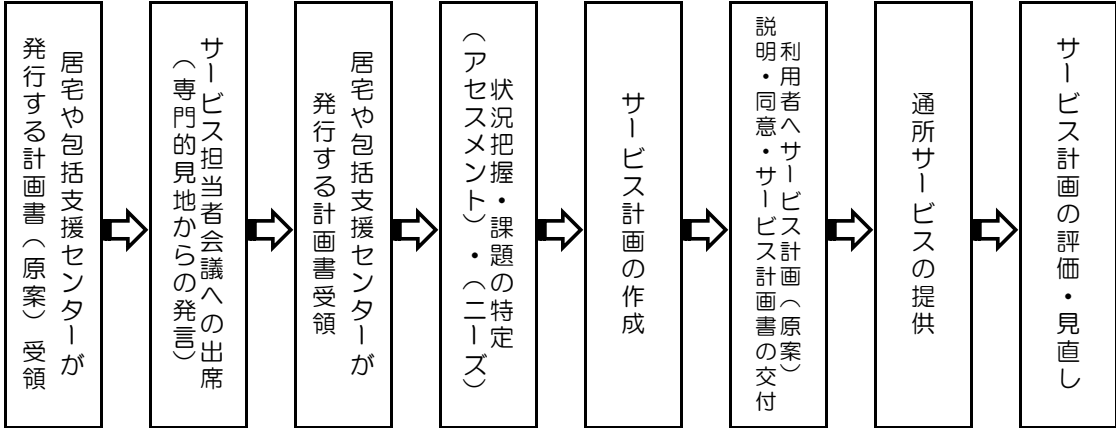
4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当社職員がお伺い致します。ご利用回数など担当の介護支

援専門員と事前にご相談ください。ご要望を取り入れ調整後契約を結び、ご利用開始となります。

(2) 契約締結からサービス提供までの流れ



(3) サービス利用の変更・追加

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間に

サービスの提供ができない場合は、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

(4) サービスの中止

事業者は、利用者の体調不良や、他の人へ感染させる恐れのある等の理由により、通所介護の実施

が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。また、天候不良や災害時などにより、

安全な運営が行えない場合も、サービスを中止する場合がございます。

(5) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の前日までに担当の介護

支援専門員へお申し出ください。

② 人員不足等やむを得ない事情で、サービスの提供を終了させていただく場合、終了1ヶ月前までに

文書で通知いたします。

③ 次の事由の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、※非該当（自立）と認定された

場合※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・利用者が永眠された場合

④ その他

・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族様

等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者は文書で解

約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をし

ばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、2ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態

であることが明らかになった場合、または利用者やご家族様等が当センターや当センターのサービス

従業者に対し本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即

座に契約を終了させていただく場合があります。

5. 当センターのサービスの特徴

(1) 事業目的

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅におい

て、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目

指す為に通所サービスを提供します。

（２）運営の方針

- ・利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能・生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- ・介護予防・体力づくり・生活習慣病予防・健康づくりのお手伝い。
脳梗塞や脳出血による麻痺のある方や、骨折による歩行改善者などを対象に、リハビリを中心とした通所サービスを行います。脳梗塞や脳出血による病症発症後の受け入れ先として、リハビリのサポートに特化します。医療・地域・ボランティア等との連携を図り、利用者を全力でサポート致します。
- ・原則として身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

（３）サービス向上のために

事 項	有無	備 考
従業員への研修の実施	有	採用時研修および年２回の新任・現任研修
サービスマニュアルの作成	有	送迎・活動支援・接遇マナー
第三者評価の実施	無	
サービス相談窓口の設置	有	本社

（４）サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎
事前の打ち合わせに基づき設定いたしますが、交通事情や、利用者の体調により15分程前後する場合がありますのでご自宅の中でお待ち下さい。
基本的には介助者が同行致しますが、心身の状況に応じ職員1名で送迎を行う事がございます。介助者希望の際はお気軽にお申し付けください。（職員1名でも乗降介助は行います）
- ・職員の指示に従って頂くこと
転倒・事故などを無くし安全に利用して頂くために、当施設利用時間（送迎時含む）は、職員の指示に従って頂きます。職員の指示に従わずに起こった事故に関しては責任を負いかねます。
- ・体調確認を行います。血圧・脈拍・体温をセンター到着時に測ります。必要に応じ適宜計測致します。

- ・体調不良等によるサービスの中止・変更
感染性の疾患・風邪・病気の際はサービスの提供をお断りする事がございます。また、利用当日の体調確認によって体調不良が確認された場合や、ご利用中に体調が悪くなった場合においても、サービス内容の一部変更や、中止の対応をとらせていただく事がございます。
その場合、事前の打ち合わせや、ご家族様への連絡調整のうえ適切な措置を講じます。
- ・食事のキャンセル
食事を外部委託してい為当日急な利用キャンセルにつきましては、昼食一食あたりの額を徴収させていただきます。
サービス提供日の前日（月曜日利用の方は当日の8時30分）18時までにご連絡いただければキャンセルによる徴収金は発生いたしません。
- ・設備、器具の利用
施設内の設備・器具等につきましては、ご自由に使用いただけますが、使用時危険を伴うおそれのある物や医療的観点からご使用いただくけない設備や器具などがございます。
また、点検・清掃などによってはご利用できない日もございます。

6. 事故発生時等緊急の対応方法

- ① 利用者に対する通所サービスの提供により事故が発生した場合は区市町村、当該利用者の家族
当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置をすみやかに講ずる。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ② 事故の状況及び事故に対して採った処置について記録を行う。
- ③ 連絡先

主治医	病院名/科目	/
	連絡先/医師名	/
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	
支援事業所	名 称	
	連 絡 先	
地域包括支援センター （介護予防者）	名 称	
	連絡先（担当者）	

7. 非常災害対策

- ・防災時の対応 職員による利用者の身体状況に合わせた避難誘導
- ・防災設備 火災報知器・消火器の設置
- ・防災訓練 年2回実施
- ・防火責任者 管理者

8. 虐待の防止について

- （１）事業者は利用者の人権・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止に関する責任者は管理者が行います。
 - ② 成年後見制度の利用を支援します。
 - ③ 苦情解決体制を整備しています。
 - ④ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- （２）事業者はサービス提供中に、当該事業所職員又は家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市及び関係機関に通報するものとする。

9. サービス内容に関する苦情・相談窓口

- （１）当センターが提供するサービスについて利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置し、誠心誠意、迅速に対応いたします。

名称 リハビリセンターおおつか
電話 042-675-5505（午前8時30分～午後5時30分）
担当 リハビリセンターおおつか 職員まで

苦情対応窓口

本社 有限会社あいむケアサービス
担当 統括本部長
電話 042-674-5777

- （２）相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
相談受付→利用者からの苦情・相談発生→管理者へ連絡→各関係機関・会社に報告・連絡・相談と同時に苦情相談の対処→随時利用者へ経過状況、結果報告、→再発防止の為の会議を開催、一般化、普遍化される内容はマニュアル化。→苦情は職員へ周知し再発防止に努めます。

（３）その他

- ① 国保連合会苦情相談窓口
電話 03-6238-0177（土・日・祝を除く9時～5時まで）
- ② 市役所（保険者）
 - ☒ された保険者があなたの相談窓口です
 - ☐ 日野市 電話 042-585-1111（内線2431～2433）
 - ☐ 八王子市 電話 042-620-7420（直通）
 - ☐ 多摩市 電話 042-338-6901（直通）

10. 当社の概要

法人名称 有限会社あいむケアサービス
代表者 代表取締役 鈴木 勝啓
本部所在地 東京都八王子市大塚796-1
電話 042-674-5777

定款の目的に定めた事業

- ① 指定居宅介護支援事業
- ③ 福祉用具貸与事業
- ⑤ 介護用品、福祉機器用具の販売業
- ② 通所介護事業
- ④ 建築及び設計ならびにリフォーム業
- ⑥ 古物売買業（中古ベッド等販売）

施設・拠点等

- ・介護予防通所介護・通所介護事業所 1ヵ所
- ・介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与 1ヵ所
- ・地域密着型通所介護・通所型サービス 2ヵ所
- ・特定福祉用具販売 1ヵ所
- ・介護予防支援・居宅介護支援事業所 1ヵ所
- ・住宅改修事業 1ヵ所
- ・就労継続支援B型事業所 1ヵ所

契約締結日 年 月 日

本書を2通作成し、利用者、事業者が記名押印の上1通ずつ保有するものとします

事業者

所在地 〒192-0352 東京都八王子市大塚796-1
事業所名 リハビリセンターおおつか 印

利用者

氏 名 _____ 印

代理人

氏 名 _____ 印 （続柄 _____）